

高知市職員措置請求監査報告書

第1 請求の内容

1 請求人

_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

2 請求書の提出

令和3年12月21日

3 請求の内容

請求人提出の高知市職員措置請求書（住民監査請求書）による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

次のことを高知市教育長に勧告することを求める。

令和3年7月に高知市立初月小学校で発生したプール水の給水止め忘れによって不要に支出された下水道料金272万円及びこれに係る給水ポンプ稼働により発生した電気料金の全額を、高知市立初月小学校の校長、教頭及び給水ポンプを稼働させた担当教員の3名に請求すること。

(2) 請求の理由

請求人は、高知市職員措置請求書（住民監査請求書）において、以下の事実を上げ、請求の理由としている。

ア 下水道料金について

令和3年8月10日に行われた高知市教育委員会による公表によれば、高知市立初月小学校のプールの給水作業に当たり、担当教員による不適切行為により令和3年7月分下水道料金として290万円の支出が発生したとのことである。同校の下水道料金は例年なら月18万円ということであり、272万円もの不要な支出を生じさせている。

イ 給水作業に使用した給水ポンプの電気料金について

上記アにおける給水作業に使用した給水ポンプに係る電気料金について、不要な支出として、請求人は次のとおり電気料金を算定している。

(ア) 仮に令和3年7月14日午前10時から令和3年7月21日午後1時まで給水ポンプが稼働していれば、計171時間であり、給水ポンプの定格出力3.7kWから計算すれば632.7kWhの電力を使用したことになる。

(イ) 契約電力会社である㈱ホープからの2021年7月分請求書によれば、1kWhの契約単価

は13.84円であり、燃料費調整額は1 kWh当たりマイナス0.81円、再生可能エネルギー賦課金は1 kWh当たり3.36円である。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)を前提として、給水ポンプを稼働させた電力料金を算定すると次のようになり、合計金額10,369.953円である。

【従量料金】

13.84円×632.7kWh=8,756.568円

【燃料費調整額】

-0.81円×632.7kWh=-512.487円

【再生可能エネルギー賦課金】

3.36円×632.7kWh=2,125.872円

(エ) 高知市教育委員会の公表では、「単純計算でプール16杯分の水を無駄にした」ということなので、(ウ)の合計金額から不要に支出された電気料金は9,760円である。

10,369.953円×16÷17≒9,760円（円未満四捨五入）

ウ 請求について

高知市教育委員会は再発防止策として、「給水中であることを職員室に掲示する」などを検討しているとのことであるが、このことは初月小学校では担当教員任せにして、教職員間で問題点の共有が行われていなかったことの証左である。今回のプール給水を停止することなく長期間放置した行為は、地方自治法第243条の2の2第1項に規定されている「重大な過失」に該当するものである。

したがって、今回の不要に支出された下水道料金及び電気料金に対する責任は、給水ポンプを稼働させ、停止することを長期間忘れ放置した担当教員のみならず、管理職である初月小学校の校長及び教頭の責任も重大であり、連帯して弁済すべきである。

以上により、高知市立初月小学校で発生したプール水の給水止め忘れによって不要に支出された下水道料金272万円及びこれに係る給水ポンプ稼働により発生した電気料金の全額を、高知市立初月小学校の校長、教頭及び給水ポンプを稼働させた担当教員の3名に請求することを、高知市教育長に勧告することを求める。

なお、同様の事件の例として、2015年に発生した千葉市の市立小学校での件及び2018年に発生した神奈川県綾瀬市の件を挙げている。

第2 請求の受理

本件監査請求は、要件審査の結果、令和4年1月11日の監査委員協議会臨時会において、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、これを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述の機会

令和4年1月21日に請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会

を付与した。請求人は、本件請求の趣旨を補足した。その際、法第242条第8項に定める関係職員等の立会いについては、事前に監査委員事務局から監査対象部局に対して書面にて確認したところ、いずれも立会いの意向が示されなかったこと、また、監査委員において、請求人の請求内容が明確であることなどにより関係職員等を立ち合わせていないことを説明した。

請求人は、あらためて、本件事故における損害額の全額を高知市立初月小学校（以下「本件小学校」という。）の校長、教頭及び給水ポンプを稼働させた担当教員（以下「本件関係教員」という。）の3名に請求するよう求めた。

2 監査対象事項

令和3年7月に発生した本件小学校における本件事故において、本件関係教員の3名に損害の賠償を求める請求権の行使を怠っている事実があるか否かを監査対象とした。

3 監査対象部局

監査対象部局は、次の部局とした。

高知市総務部

高知市教育委員会

4 監査の方法

監査を実施するに当たっては、請求人の主張する事実を確認するため、総務部及び教育委員会に関係資料の提出を求めるなど調査を実施するとともに、令和4年1月27日に本件小学校においてプール設備等の確認のため現地確認を行うなどした。

5 監査の実施期間

令和4年1月11日から令和4年2月17日まで

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

前記関係資料等によれば、本件事故の事実関係は次のとおりと報告されている。

(1) 市立小・中・義務教育・特別支援学校におけるプール水の管理について

教育委員会では、令和3年5月7日付け3高教環第248号「令和3年度プール給水日の決定について（通知）」（以下「給水日通知」という。）により市立小・中・義務教育・特別支援学校（以下「小学校等」という。）に対してプール水の適正な管理についての留意事項等を通知しており、給水日通知の別紙「補給水についての注意事項」（以下「注意事項」という。）の中で、排水バルブの複数での確認や、過去の事故報告事例の掲載等により、プール給排水について注意喚起している。

(2) 本件小学校におけるプール水の管理について

ア 本件小学校では、各年度において教育計画を策定し、当該年度における各種行事や学校運営に係る業務を分担するための委員会や部会を設置している。同計画の各部（研究組織）担当者

の項教科Ⅱ一覧の表中において、体育部会の担当者が定められており、当該部会の代表者が体育主任とされている。また、8.水泳指導のプール管理の項目において、プール清掃及び水の入替えに際しての水の管理は、体育主任及び管理職が行うと定められている。

同計画において、管理職の役割分担は明記されていないが、運用上、管理職3名（校長、教頭2名）のうち、教頭1名が水の管理を行うこととされていた。

イ 本件小学校が策定している教育計画とは別に、各学年代表からなる教科部会（体育部）内において、体育施設管理中プールの水の管理について担当者が決められており、同計画にある体育主任1名と本件小学校での当該事故に係る担当教員1名の二人がプールの管理を行うこととされていた。

ウ 本件小学校では、給水日通知に基づき、給水中であることが分かるような表示をする、複数で確認する等、本件プールに係る水位調整を行うに当たり、給排水の事故を防止するための管理及び点検方法や、それを担保していくための体制の構築等が行われていなかった。

(3) 本件小学校のプールの設備及び構造について

ア 本件小学校のプールは、大プール（面積350㎡、水深1.10～1.40m、容積444.5㎡）及び小プール（面積50㎡、水深0.8m、容積40㎡）がある。

イ 本件小学校のプールへの給水は井水を利用しており、井水を利用している学校は小学校等59校中9校である。

ウ プールへの給水に上水を使用する小学校等では警備業者が夜間給水を行っているが、本件小学校では教員がプール機械室内にある井水ポンプ制御盤を日中に操作している。

エ 本件小学校のプールへの給水は、プール機械室内の東側壁面にある井水ポンプ制御盤の井水ポンプスイッチを操作することで給水が行われる。当該制御盤には「停止」「手動」「自動」の切替スイッチがあるが、「自動」スイッチの操作方法は引き継がれておらず、以前から「手動」スイッチのみを使用しており、当該制御盤横に貼られた平成15年度のマニュアルにおいても「手動」スイッチを使用することが記載されていた。

オ 本件小学校のプールの給排水作業における各バルブ、各種機器類のスイッチ等についての作業手順は、管理職及び体育主任が引き継いでおり、それ以外の教員は、簡単な操作説明を受けることはあっても、実際の操作に携わることはなかった。

カ プール当番が薬剤を投入する箇所と井水ポンプ制御盤は、プール機械室内においても動線上重なり合うことはない。

キ プール機械室内ではろ過システムも作動しているため、当該井水給水ポンプが作動していることを音で判別することは困難な状況であった。

ク 本件小学校のプールへの給水口は水中にあるため、目視では給水状況が確認できない。また、満水になってからの排水は、当該プールの四隅に設置している排水口から過剰に給水されたプール水が排水されるため、満水後に給水が継続され続けたとしても、目視で給水が行われているか否かの確認はできない状況であった。

ケ 本件小学校のプールへの給水は井水を利用しているため、井水ポンプの稼働に伴う電気料金は必要だが、上水道の料金はかからない。当該プールからの排水は下水道管に流しているため、井水ポンプに取り付けられたメーターにより計測した使用水量を下水道使用料として高知市下水道局に支払っている。

(4) 本件事故の経緯について

関係資料の調査等によれば、本件事故の経緯は表1のとおりである。

表1 本件事故の経緯

日時	経緯
令和3年7月9日（金）	
午後5時10分	プール掃除終了後、体育主任であるD教諭により給水開始した。
令和3年7月10日（土）	
午前9時	D教諭によりプールの半分くらいの水位で止水した。
令和3年7月12日（月）	
	プールの機械故障等のため、水位は低いまま使用継続した。
令和3年7月14日（水）	
午前11時40分	6時限目に今年度最後の水泳授業を予定していたため、合同で水泳授業を実施する教諭に、C教諭は自らが「大プールの給水を実施する」旨を伝え、3時限目の休み時間を利用してプールへ行き、給水をするため機械室に入り、井水ポンプスイッチを手動に切り替え、大プールへの給水を確認し、担任する教室に戻った。
午後2時15分	雷雨のため6時限目の水泳授業は中止となり、C教諭は、午前中に実施した給水を止める必要があることは認識していたが、急を要する学級指導を行っていたため、放課後に止水しようと考え、この時点ではプールには行かなかった。
午後4時40分	C教諭は職員会議が終了した際に、プールの止水をしていないことを思い出したが、職員会議後、管理職と担当する学年団で、児童についての協議をすることになっていたため、すぐにプールに行くことができなかった。また、本件小学校では、プール当番である他の教員が放課後にプールに行くことになっているため、C教諭は「プール当番の教員が止水してくれるだろう」と判断し、C教諭自身が止水しなくても大丈夫だろうと考えた。
令和3年7月16日（金）	
午前7時30分	低学年のプール授業実施のため、D教諭と栄養教諭の2名により排水を実施したが、給水中であることに気付かなかった。
午前10時30分頃	悪天候により水泳授業は行われず、排水を停止した。
令和3年7月19日（月）	
午前7時30分頃	低学年のプール授業実施のため、D教諭により排水を開始。途中、教頭が排水の量を減らすため排水バルブの調整を行ったが、D教諭も教頭も給水中であることに気付かなかった。
午前10時30分頃	排水を停止した。
令和3年7月21日（水）	
午後0時30分頃	井水ポンプスイッチが「手動」（給水中）となっていることにD教諭が気づき止水した。

2 監査対象部局の本件事故への対応

監査対象部局から提出された資料等によると、本件請求に係る事故の概要等は次のとおりとなっている。

(1) 本件請求に係る事故の概要

令和3年7月14日午前11時40分頃、本件小学校のC教諭が、水泳授業の準備のためプールの水位を上げようと、井水ポンプスイッチを作動させて給水を開始したが、その後、止水や確認を行わず、同年7月21日午後0時30分に同僚の体育主任であるD教諭が給水に気づき止水するまでの

間、給水が継続した状態となり、令和3年7月分として2,901,063円の下水道使用料の支払が発生したものの。

(2) 本件請求に係る事故に係る関係職員

本件請求に係る事故に係る関係職員は、校長、教頭、令和3年度の体育主任であるD教諭及び前任の体育主任で令和3年度の体育施設管理中プールの水の管理についての担当者となっているC教諭の4名となっている。

(3) 本件小学校のプール施設の設備及び構造

第4の1の(3)に記載している内容と同じ。

(4) 本件請求に係る事故の経緯

第4の1の(4)に記載している内容と同じ。

(5) 損害賠償請求の対象範囲及び請求額について

ア 損害賠償請求について

(7) 職員への損害賠償請求について

職員に対して職務遂行の過程で発生した損害を請求することは、その後の職員の職務遂行に当たり、職員が損害賠償責任をおそれることによる委縮効果を生じるおそれがあることから、その請求は慎重に判断すべきものではある。

しかしながら、本件事故は発生した損害額が過去に発生した事故による損害額と比較にならないほど多額に上ること、他自治体のプール水に係る同様の事故においても、多額の損害が発生した場合においては職員への損害賠償請求を行っている例が存在し、裁判が行われた事例においても、職員に損害賠償請求すること自体を否定はされていない。

したがって、本件事故についても、発生した損害の額及び確認できる事実から、当該事故に関与した職員への損害賠償請求をするべきと考える。

(イ) 根拠法令

国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第2項に基づく求償については、同法に基づく制度が国や公共団体の違法な行政活動により、国民に生じた損害を賠償するための制度であり、この場合に当該公務員に故意又は重大な過失があった場合に当該公務員に求償できる制度であることから、本件事故の確認できる事実から同法に基づき求償を求めることはできない。

法第243条の2の2第1項の規定に基づく請求については、公立学校のプール水の溢水事故における職員の賠償責任について争われた平成9年3月13日東京地裁判決において、「プールに注入された水道水は法第239条所定の物品であって、被告はこれを故意又は重大な過失によって亡失したものであるから、同法第243条の2第1項（現在の第243条の2の2第1項）に基づいて物品使用者としての賠償責任を負う」旨の原告の主張に対し、裁判所は、「水道水を同項にいう占有動産ということはできず、また、ここに物品を「使用している」とは、現実に当該物品を使用しているか、直ちに使用に供し得る状態で物品を支配していることを指すものと解されるところ、被告が本件プールに注入された水道水を右のような意味で使用していたものと認めるに足りる証拠はない。」として法第243条の2第1項の規定による賠償責任を否定しており、本件事故においても水道水と井水の違いはあるものの、同様に同規定に基づく責任追及はできない。

他方で、上記裁判例は民法（明治29年法律第89号）第709条（不法行為による損害賠償）に基づく賠償責任を認めていることから、本件事故については民法第709条に基づき損害賠償を請求することが相当である。

イ 損害額の算定

本件小学校における本件プールに係る公共下水道の使用料については、毎使用月の汚水量に応じ、料金表（基本料金を1,030円とするとともに、1 m³から10 m³までは1 m³当たり27円、11 m³から20 m³までは1 m³当たり138円等のように従量料金を定めたもの）に基づいて従量料金を算出し、消費税相当額を加算して料金の算出（1円未満切捨て）を行うこととなっている。

本件小学校における本件プールに係る下水道使用料は、毎月の定例日における汚水量を基に、当月分として使用料を算定しており、汚水量及び料金の推移は、以下のとおりである。

- (ア) 令和元年6月分 汚水量587 m³ 料金182,395円
- (イ) 令和元年7月分 汚水量763 m³ 料金242,271円
- (ウ) 令和2年度 新型コロナウイルス感染拡大に伴い水泳授業中止
- (エ) 令和3年5月分 汚水量535 m³ 料金167,755円
- (オ) 令和3年6月分 汚水量0 m³ 料金0円
- (カ) 令和3年7月分 汚水量7,681 m³ 料金2,901,063円

損害額の算定に当たっては、令和3年7月分における汚水量及び料金のうち、本件事故以外の要因によって使用された汚水量及び料金の算定について、本来、前年度である令和2年度の汚水量及び料金との比較等を基に算出するのが相当であるところ、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い水泳授業が中止となる等により、その汚水量及び料金が例年より著しく少なく、損害額の算定に当たっての比較の対象となり得ないものであることから、当該令和2年度の汚水量及び料金については当該損害額の算定には使用しないこととし、当該令和2年度を除き直近の年度となる令和元年度の汚水量及び料金を用いて損害額の算定を行うこととする。

なお、給水開始日は年度によって異なり、令和3年度の給水開始日は令和3年5月28日であったことから、令和3年5月分として当日分の料金が発生しているものである。

以上のことから、令和3年7月分における汚水量及び料金のうち、本件事故以外の要因によって使用された汚水量及び料金は、令和3年5月分から同年7月分まで（合計使用期間 令和3年5月28日から同年7月28日まで）の料金の合計3,068,818円から、令和元年6月分及び同年7月分（合計使用期間 令和元年5月29日から同年7月29日まで）の料金の合計424,666円を差し引いた2,644,152円と推計するのが相当であり、これに井水ポンプの作動時間に基づき算出した電気料金11,931円を加えた2,656,083円を本件事故により生じた損害額とするのが相当であると考えられる。

ウ 損害賠償請求の対象範囲及び請求額

- (ア) C教諭については、自ら止水することが必要であることは自覚しており、給水状況の確認は比較的短時間で行うことが可能であったところ、翌日以降その暇もないほど業務が格段に多忙を極めたとまではいえず、また、緊急の用務のため自身での止水が困難であっても、他の教員に止水を依頼することや給水中であることを管理職又は同僚教員に報告することは可

能であった。また、給水ポンプの確認がプール当番の業務に含まれておらず、プール当番が薬剤を投入する箇所と井水ポンプ制御盤は、当該機械室内においても動線上重なり合うことがないことや、当該機械室内ではろ過システムも作動しており、当該井水給水ポンプが作動していることを音で判別することは困難な状況であったことからすれば、プール当番が給水ポンプの作動音に気づいて止めてくれると思ひ込んだとする点に関して考慮すべき理由は見当たらない。以上のことからC教諭には職務遂行上の過失があるものといえる。

- (イ) 校長については、給水中であることが分かるような表示をする、複数で確認する等、本件プールに係る水位調整を行うに当たり、給排水の事故を防止するための管理及び点検方法や、それを担保していくための体制を整備すべきところ、当該体制整備に係る指示もなされていなかったことから組織としての管理体制も問われるところであり、また、教育委員会からの注意喚起を学校全体で情報共有できていなかったことなどから、学校施設の管理者及び教職員の管理監督者として過失があるものといえる。
- (ウ) 教頭については、管理職としてプールの管理を担当しており、給水ポンプの操作により日常的に水位調整が行われている実態やその頻度を考慮し、体制の不備について改善を図るべき立場にあったところ、これを行わなかったものであることから、管理監督者として過失があるものといえる。
- (エ) D教諭については、体育主任の地位にあり、学校全体の体育指導等を行う立場から施設及び用具の安全管理の中心的役割を担っているものの、水位調整に関する管理体制が定められていなかったことを考慮すれば、本人が知り得ない状況下で給水が行われる可能性を予見し、事故を防止する措置を講じる責務までは負っていないものといえる。
- (オ) プール当番については、日常管理業務に給水ポンプの確認は含まれておらず、プール当番が薬剤を投入する箇所と井水ポンプ制御盤は、当該機械室内においても動線上重なり合うことがないことや、当該機械室内ではろ過システムも作動しているため、当該井水給水ポンプが作動していることを音で判別することは困難な状況であったこと、また、水温や塩素濃度等から給水が継続している可能性を推察するのは困難であったと考えられることから、職務遂行上の落ち度があったとはいえない。
- (カ) 本件事故は、C教諭の過失に端を発するものである。

また、校長及び教頭についても学校施設の管理者及び管理監督者としての職務遂行上の過失が認められ、これらの要因が複合した結果として本件事故が発生に至ったといえる。

したがって、本件関係教員を損害賠償請求の対象とする。

- (キ) 他方で、1週間に及ぶ給水の継続による損害の発生及び拡大については、必ずしも本件関係教員らの責めに帰することができない本件プールの排水口の構造上、満水後に給水が継続され続けたとしても、目視で給水が行われているか否かの確認はできない状況であること、本件プール等の設備の管理や監視を主たる業務とする用務職員又は巡視職員の配置はされておらず、また、上水を使用する学校と異なり警備業者による夜間給水は行われていないため、過去に作成されたマニュアル等を参考に体育主任らの間で給水ポンプの操作方法の引継ぎ及び確認を行い、業務時間中に給水作業を行っているものであり、本件関係教員らはそれぞれ本件プールの管理を主たる業務とするものではなかったこと等の諸事情が相当程度寄与したものであるといえる。

(ク) そして、損害額の全体に占める寄与の割合はその多寡をいずれとも決し難いものといえるから、損害の公平な分担の見地からすれば、本件事故に係る損害の全額を過失があったとされる者に負担させることは相当とはいえず、顧問弁護士の意見、東京都立高校でプールの給水及び排水の両バルブを同時に開けたまま給排水が継続したことにより高額な上下水道料金が発生し、都がその額の5割の額を関係者に請求したところ、住民がその全額の負担を求めたがその請求が棄却された平成29年6月29日東京地方裁判所判決等から、当該教職員らが賠償責任を負う損害については、信義則上、本件事故に係る損害2,656,083円の5割に相当する1,328,041円の限度でこれを認めるのが相当であると考ええる。

(ケ) 過失が認められる本件関係教員の負担割合を考えるに、損害の5割に相当する1,328,041円を4等分し、そのうちの1に相当する332,010円を校長に、1に相当する332,010円を教頭に、2に相当する664,021円をC教諭にそれぞれ負担させるのが妥当と考える。

(6) 請求及び履行状況等

なお、当該損害賠償請求については、令和3年12月28日に本件関係教員に対し市が損害賠償請求を行い、令和4年1月6日までに請求額の全額が納付されている。

3 監査委員の判断

(1) 高知市の小学校等におけるプールの溢水事故等

高知市に所在する小学校等計59校におけるプールに関する事故等について調査したところ、平成28年の神田小学校の給水栓の閉め忘れ事故以降も、排水栓の閉め忘れや、児童による蛇口の閉め忘れなどの事故が年に1、2件程度発生していた。

このうち、プールへの給水に上水を使用している小学校等では、年に数回行うプールの水の入替えの際の給水作業は、警備業者が夜間に実施しており、教員は追加給水等の作業を手動で行っている。

一方、井水を使用している学校では、プールの水の入替えや追加給水等の作業は、教員が井水を汲み上げるポンプを手動で操作するなどして行っている。また、井水は比較的冷水であることから、教員は生徒達のことを考慮して、水の入替え作業を金曜日の夕方に給水を開始し、満水になる土曜日に出勤するなどして止水し、月曜日の授業時にはプールの水が少し温かくなるように配慮するなどしていた。

上記ポンプの操作等は、教頭及びプール担当教諭等の限られた教員が行っていることなどから、他の教員はポンプの構造や操作、稼働の有無等が分からない状況となっていた。また、井水を使用する学校のうち、ポンプが比較的低い位置に設置されている本件小学校等では、給水口がプールの水中に設置されており、給水中であるかどうかは相当程度の注意を持って行わなければ容易には分からない構造となっていた。

このように、井水を使用している学校では、ポンプの操作を教員が行うなど、上水を使用している学校とは異なる作業を行っていた。

(2) 損害賠償責任について

本件請求において請求人は、本件事故において本件関係教員に損害の全額の賠償を求める請求権の行使を怠っているとして、その行使を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認及び関係資料等に基づき監査を実施した。

ア 関係教員らの過失について

本件小学校及び教員は、前記、給水日通知及び注意事項に基づき、排水バルブの閉め忘れ等がないように、責任者を定め、管理方法を明確にすること、給水前に排水バルブが閉まっていることを複数で確認すること、下校時（特に週末）には止水を確認すること、プール量水器の指示数の確認を定期的に行うことなどを過去の事故報告事例とともに通知されていたが、本件事故において止水等の確認を怠っていた。

また、本件小学校では、2021年度教育計画を策定し、水泳指導のプール管理において、プール清掃及び水の入替え等の管理は体育主任及び管理職が行い、日常の管理についてはプール当番が行うなどと定めていた。また、C教諭は経験者として、同計画とは別に体育部内での役割分担において、令和3年度の体育施設管理中プール水の管理についての担当者となっていたが、C教諭はスイッチを切ることを失念するなどしていた。

これらのことから、市は、本件小学校教員の過失等について、校長は、学校施設の管理者及び教職員の管理監督者として、事故防止のための体制整備に係る指導及び教育委員会からの注意喚起を学校全体で情報共有等ができていなかったとし、教頭は、管理職として、日常的なプール水の管理に関する体制の不備について改善を図るべき立場であったが、これを行わなかったとして、いずれも管理監督者として過失があったとした。

また、C教諭は、止水の必要性を自覚し、止水の機会があったにもかかわらず止水せず、他の教員への止水依頼や管理職又は同僚教員に給水に係る報告等を行わなかったことによる職務遂行上の過失があるとした。

一方、D教諭及びプール当番等の教員については、本人が知り得ない状況下で給水が行われている可能性を予見したり、事故を防止する措置を講じたりすることは困難であり、職務遂行上の落ち度があったとはいえないとした。

これらの事実関係について資料等に基づき審査したところ、本件関係教員は、上記の各注意義務違反が認められ、本件事故によって市に生じた損害について、賠償責任を負っていると認められた。

イ 根拠法令等

東京地裁判決（平成9年3月13日）によれば、公立学校のプール水の溢水事故において、職員に賠償を求める場合の賠償責任は、民法第709条の不法行為に基づいて規律されるとされている。また、他の自治体における同様の事故においても民法第709条等を根拠としている。

したがって、本件事故においては、本件関係教員は、民法第709条（共同した損害を加えた場合は民法第719条）に基づく賠償責任を負うものと認められることから、市が民法第709条を根拠として損害賠償請求を行ったことは妥当であると認められる。

ウ 損害額の算定について

市は、前記のとおり、井水ポンプ電気料金相当額11,931円、下水道使用料相当額2,644,152円、計2,656,083円と算定している。なお、本件小学校は井水を使用していることから上水道料金は発生していない。

このうち、下水道使用料相当額の算定についてみると、本件小学校では、平成30年9月にプールの水の排水時に使用することを目的として公共下水道管に接続し、下水道使用料の算定の基礎となる下水道使用量については、高知市下水道条例（昭和37年条例第7号。以下「条例」

という。)に基づき井水ポンプにより汲み上げた井水量を用いることとされている。なお、プールに降った雨や溢れた水は、プールの四隅に設置している排水口から従来と同じく学校南東付近から校外の側溝に排出される構造となっている。

教育委員会では、小学校等に備え付けているプール日誌には日々の水の使用量を記録することにはなっていなかったことなどから、本件事故による溢水量の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大のために水泳授業が中止となった令和2年度を除く直近の令和元年度の下水道使用量を用いて損害額を算定したとしている。

それによると、令和3年5月から7月までの下水道使用量合計8,216 m^3 から令和元年6月及び7月の下水道使用量合計1,350 m^3 を除いた6,866 m^3 を本件事故により逸失された量とし、溢水事故による下水道使用料を2,644,152円と算定している。

しかし、プールの水は、授業の過程で低学年用に水位を下げたり、日々追加給水をしたり、気候等により給排水をしたりなどして運用していること、令和元年度は、前記のとおり、公共下水道管に接続した翌年度であり、唯一の実績データであることから、上記方法により使用量を算定する場合は誤差を生じる恐れがあると認められる。

一方、本件事故については、C教諭による給水開始が同年7月14日午前11時40分頃であり、D教諭が止水したのが同年7月21日午後0時30分頃(ポンプの稼働時間168時間50分間)であることが判明している。また、同校では、プール清掃後等に大小2つのプール(合計容量計484.5 m^3)に給水ポンプを使用して給水する際は、前記のとおり、金曜日の夕方に給水を開始し、土曜日の午前中に止水している。

これらのことから、プール容量484.5 m^3 を満水にするために必要な時間を仮に14時間とすると、1分当たりの給水量は約0.576 m^3 /分程度となり、これに168時間50分間を乗じると給水総量は5,835 m^3 程度となり、教育委員会が算定した前記6,866 m^3 と比べると大きな差を生じていると認められ、本件事故に係る損害額及び損害賠償請求額を算定する場合は、ポンプの単位当たりの給水量と給水時間等に基づき算定するほうがより合理的であると認められるものの、市が行った算定により認定した損害額が過小なものであったとは言えない。

なお、プールへ給水している間は公共下水道管につながる排水弁は閉められていることから、本件給水中に他の教員が低学年のプール授業のために排水弁を開いた計6時間を除けば、溢水したとされるほぼ全ての水は雨水等と同様に学校南東付近から校外の側溝に排出されており、公共下水道管にはプールからの排水は流入していない。しかし、下水道使用料は、条例により、上水使用量及び井水の汲上げ量をもって下水道使用料として算定されていることから、本件についても井水汲上げ量に基づく料金が本件賠償請求額算定の基礎となっている。

エ 賠償における信義則について

使用者は、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し上記損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべきであるところ(最高裁昭和51年7月8日第一小法廷判決。以下「最高裁判決」という。)、この理は、普通地方公共団体とその

職員との関係にも当てはまるものと解するのが相当である（平成25年2月27日大阪高裁判決）とされている。

(3) 市の判断

教育委員会による調査及び意見等を参考に市は、本件事故における損害額を前記電気料金相当額及び下水道使用料相当額の合計2,656,083円とし、事故における責任の分担を他の自治体の事例等を参考に、本件小学校の本件関係教員3名に対し5割を請求することが相当と決定して本件関係教員3名に請求し、当該教員からはその全額が既に納付されている。

本件関係教員の責任割合を5割とした理由として市は、前記2(5)ウ「損害賠償請求の対象範囲及び請求額」において、損害の割合を東京都立高校のプール溢水事故により請求された住民監査請求に対する監査報告（以下「東京都監査報告」という。）及びその後提起された住民訴訟における東京地裁判決（平成29年6月29日）等を参考にしたとしている。

そこで、東京都監査報告についてみると、損害賠償の請求額について、最高裁判決において、「使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合」の本事案において、「使用者は、信義則上、右損害の4分の1を限度として、被用者に対し、賠償および求償を請求しうるにすぎない」とされたこと、平成7年5月に発生した小金井市におけるプール水流水事故における東京地裁判決（平成9年3月13日）において、プール給水に関することを職務とする施設管理員が基本的な注意義務に違反した重大な注意義務違反であるとして8割の賠償請求を容認したことなどを参考にして、教職員の責任の割合を検討している。

そして、東京都監査報告は、「プール管理を主たる業務としない教職員が」、「前述の最高裁判例における「施設の状況」「被用者の業務の内容」等に鑑み、本件事故にかかる損害は都教育委員会と過失の当事者とが、50%ずつを分担することが相当であると考えたものである。」とした教育庁の処置に対して、本件事故において原因者に損害の全額の賠償を求める請求権の行使を怠っているという請求人の主張について、損害の公平な分担という見地からすると、損害額の全額を本件関係教職員に負担させることは相当とは解されないとして、同主張は理由がないと判断している。

さらに、その後提起された住民訴訟において、裁判所は、「表示ランプ等の設備がなく排水バルブ等の設置場所も周囲からの外観による視認が困難であるなど（プール管理担当の用務職員等の配置がされていないことを含む。）の事情が認められる場合においては、そのような事情の認められない高校等におけるプールと比較して、数日間の給排水の継続による損害に係る関係教職員らの負担割合が相対的に軽減されることには合理性があるものといえることができる」として、本件関係教職員らの損害の負担割合を10割とすべきであるということとはできず、その負担割合を5割とする判断が左右されるものとはいえないと判断した。

市は、上記事例等を参考にするなどして、本件小学校の本件関係教員の責任割合を5割と決定したとしている。

(4) 本件事故に関連する教育委員会の体制等

本件においては、以下の事情があったと認められる。

ア 高知市では、平成28年に発生した神田小学校のプール水の溢水事故以降も、同様の事故が毎年度発生している。

イ 溢水の事態及び損害額は異なるものの、これまで教員に損害賠償を求めた例はない。

ウ 高知市立の小学校等59校のうち上水を使用する50校は警備業者が給水業務を実施し、井水を使用する本件小学校等は教員等が井水ポンプを操作するなどして給水している。

教育委員会は、前記給水日通知及び注意事項を毎年度発出しているが、給水日通知は、主として、給水に上水を使用する50校が同時に給水を開始することにより上水に過剰な負荷をかけないことを目的として行われているものである。

また、注意事項の内容は毎年度ほぼ同じ内容となっており、排水バルブの閉め忘れを確認したり、下校時には止水を確認するなどの注意喚起を行う一方、井水を使用している学校が使用している給水ポンプに関する注意点や、井水を使用するプールの場合は給水口が水中にあり給水中であることが目視等だけでは分かりにくいことなどの注意喚起はなされていなかった。さらに、プール日誌にプールの給水開始・止水時刻、給水量等を記録することも定められていなかった。

エ 井水ポンプには、開始時刻と終了時刻を設定する自動スイッチが設置されているが、同スイッチは夜間に給水を行うよう設定されていることなどから、平成15年度策定のマニュアルにおいても手動により操作することが記載されており、調査した範囲において自動スイッチが用いられたことはない。

以上のことから、本件については、教育委員会においても過去の事故を調査分析するとともに、特に井水を使用している学校に対しては、より具体的で実効性のある指導や注意喚起を行うなどの溢水事故を未然に防止し又は早期に発見させる体制等の整備が不十分であったと認められた。

4 結論

監査委員は、請求人から提出された「高知市職員措置請求書」等及び教育委員会等から提出された各種資料及び市が損害賠償額の算定する際に参考とした他の地方自治体の事例、最高裁判所等の判例等に基づき審査検討を実施した。

その結果、本件事故については、本件関係教員の過失及び責任は認められるものの、井水を使用している本件小学校等の教員は、上水を使用している他校教員に比較して、給排水時のポンプの操作や長時間の注意義務等を求められている。一方、教育委員会においても、過去の事故事例を調査分析するなどして、より具体的で実効性のある指導や注意喚起を行うなどして、溢水事故を未然又は早期に発見させる体制等を整備する責任があったと認められた。

以上のことから、本件事故については、教員の責任割合を同様に5割とした他の自治体の事例や判例等と比べても、本件関係教員の責任割合がそれ以上に大きいということは認められない。したがって、請求人の本件関係教員に損害の全額の賠償を請求すべきであるとの主張には理由がないものと認められる。

第5 監査結果に添える意見

今回の監査の過程において、前述のような事実が確認されたことから、小学校等におけるプール水の溢水事故等を防止するなどの観点から、下記の意見を述べる。

- 1 小学校等は，溢水事故により発生する損害等を認識し，事故の再発防止を徹底すること。
- 2 教育長は，これまでの取組みに加え，各校の実情に合ったより具体的で実効性のある指導及び注意喚起を行うこと。特に，井水を使用してプールに給水している小学校等に対しては，教員の負担等も考慮しながら指導及び注意喚起を行うこと。

以上の方策等により，各小学校等は勿論のこと，教育委員会においても，プール水溢水事故の重大性についての危機感を共有し，事故の根絶を期していただきたい。